



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

組 合 通 信

2
2025

改正案

「令和7年度税制改正大綱」を閣議決定 103 万円の壁への対応などを盛り込む

令和 6 年 12 月下旬、「令和 7 年度税制改正大綱」が閣議決定されました（この大綱に沿って、今後、国会などでの議論を経て、正式に決定）。この大綱に、いわゆる「103 万円の壁」への対応のことが盛り込まれたことが話題になっています。その内容を確認しておきましょう。

……………「令和7年度税制改正大綱」／いわゆる「103 万円の壁」への対応のポイント……………

□ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応……「103 万円の壁」への対応

- ・所得税の基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げ、58 万円とする。
- ・給与所得控除の最低保障額について、10 万円引き上げ、65 万円とする。
- ・居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。すなわち、親族等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逦減し、合計所得金額が 123 万円を超えると消失する仕組みとする。→特定親族特別控除（仮称）の創設

注）上記の控除額等については、所得税の場合のもの。

- ・上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税及び令和 8 年度分以後の個人住民税について適用。



【参考】上記により、いわゆる「103 万円の壁」は、次のように見直されることになります（所得税について、考え方を簡潔に紹介）。

■ 所得税がかかるかどうかの「103 万円の壁」→「123 万円の壁」に

（収入 123 万円－新・給与所得控除 65 万円＝58 万円……新・基礎控除 58 万円の適用で所得ゼロとなり、所得税がかからない）

■ 扶養に入ることができるかどうかの「103 万円の壁」→「123 万円の壁」に

（収入 123 万円－新・給与所得控除 65 万円＝58 万円……要件変更で、合計所得金額 58 万円までは、扶養親族及び同一生計配偶者に該当）

■ 旧・特定扶養控除（63 万円の所得控除）の扶養に入ることができるかどうかの「103 万円の壁」→「150 万円の壁」に

（収入 150 万円－新・給与所得控除 65 万円＝85 万円……要件変更で、年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（大学生等）については、合計所得金額 85 万円までは、63 万円の所得控除の対象となる親族等に該当）

★上記の内容が実現すると、令和 7 年分の年末調整において、その改正に対応する必要があります。引き続き動向に注視して、動きがあれば、適時お伝えするようにします。

次ページへ続く

令和 7 年は、社会保障制度や税制について、大幅な見直しの議論が進められることになりそうです。次期年金制度改革に向けた議論もその一つですが、その内容には、企業実務に大きな影響を及ぼすものが含まれています。

令和 6 年 12 月下旬に、「社会保障審議会年金部会における議論の整理」が提示されましたので、企業実務に影響があるもののポイントを確認しておきましょう。

……………**社会保障審議会年金部会における議論の整理(令和 6 年 12 月 25 日)のポイント**……………

- (1) 短時間労働者への被用者保険の適用について、企業規模要件（従業員 51 人以上）および賃金要件（いわゆる 106 万円の壁）を撤廃する〈補足〉就業調整に対応した保険料負担割合を変更できる特例を導入することについては、意見が一致せず、今後検討を深める。
- (2) 被用者保険の適用について、常時 5 人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消する
- (3) 在職老齢年金を見直す（廃止か、基準額の引き上げかについては引き続き検討）
- (4) 厚生年金保険の標準報酬月額の上限（現行 65 万円）の改定のルールを見直して新たな等級を追加する



※ (1)が実現すれば、(4 分の 3 基準に該当しない) 短時間労働者への健康保険・厚生年金保険の適用の基準は、次のようになります。

現 行	見直し後（実現した場合）
☐ 勤務している事業所が、特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者の総数が常時 51 人以上の規模の企業）又は任意特定適用事業所	☐ 削除
☐ 月額賃金 8 万 8,000 円以上（年収 106 万円以上）……いわゆる「106 万円の壁」	☐ 削除
☐ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上	☐ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
☐ 学生でない	☐ 学生でない

☐ 上記のほか、全労働者に共通の適用要件（2 か月を超える雇用の見込みがあること、年齢が健保 = 75 歳未満・厚年 = 70 歳未満であることなど）を満たしていること

★今撤廃の時期については、今後の議論のなかで決められることになりますが、早々に施行すべきという意見も出ているようです。近い将来に、企業規模を問わず、「1 週間の所定労働時間が 20 時間以上」であるパート等を、学生バイト等を除き、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱わなければならない可能性があることは、知っておきましょう。

お仕事
カレンダー
2 月



2/10

●1 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/17

●2024 年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3/17）

2/28

●1 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

●2024 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2025 年 6 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

●3 月・6 月・9 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

●じん肺健康管理実施状況報告の提出

●固定資産税（都市計画税）第 4 期分の納付（市区町村の指定日まで）



◆あとかぎ◆